

## 交通心理士補から交通心理士への昇格についての細則 (2015年度交通心理士補取得者より)

交通心理士補から交通心理士への昇格の条件として、次の事項を定める。昇格するためには、交通心理士補の取得後5年以内に下記の条件を満たさなければならない。

### I. 昇格の条件

(1) 交通心理学会大会、交通心理士会大会、地区別研究会、教習所セミナーにおいて単独または筆頭発表者として、2件以上の発表を行う。ただし、このうちの1件については、下記の表に示す大会等の参加ポイントの合計が、交通心理学会大会および交通心理士大会への参加（計4ポイント以上）を含む8ポイント以上であることをもって、これに代えることができる。参加ポイントについては、交通心理士補になる3年前までのポイントを含めることができるものとする。

なお、単独または筆頭発表者として発表した場合は、発表1件としてのみ数え、参加ポイントとして加えることができない。

表 交通心理士への昇格条件に関わる大会等とその参加ポイント

大会等	参加ポイント	年間開催日数
交通心理学会大会	2ポイント	2日
交通心理士会大会	2ポイント	2日
地区別研究会	1地区1ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加えることができる。	1地区 1～2日
ステップアップ講習会	1日1ポイント（参加日数分加算）	3～6日
コーチングセミナー	1日1ポイント（参加日数分加算）	1～4日
教習所セミナー	1ポイント	1日
交通カウンセラー養成講座	1日1ポイント（参加日数分加算）	6～8日

※ 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

※ 交通心理学会大会、交通心理士会大会の参加ポイントについては、どちらか一方の大会を2回参加で4ポイントでも良い。

(2) ステップアップ講習会で開催される必須科目2科目を受講すること。

## II. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格審査委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成21年	6月13日	改正
平成24年	11月10日	改正
平成25年	3月16日	改正
平成25年	11月9日	改正
平成26年	6月7日	改正
平成27年	3月28日	改正
平成27年	6月6日	改正
平成29年	11月4日	改正
平成30年	10月27日	改正